

# 宇部市小規模修繕工事等契約希望者登録制度実施要領

平成22年11月9日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、市（水道局を含む。）が発注する小規模な修繕及び工事（以下「小規模修繕工事等」という。）について、市内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 小規模修繕工事等とは、別表第1に掲げるもので、1件の当該予定価格が30万円以下、かつ、その内容および履行の確保が容易であると認められるものをいう。

(登録の要件)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、市内に主たる事業所（本社、本店）を置く事業を営んでいる事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 宇部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 小規模修繕工事等の履行に当たり法令等の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていない者
- (5) 登録を希望する業種に係る修繕工事等の実績がない者

(登録の申請等)

第4条 契約希望者は、小規模修繕工事等契約希望者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税のすべての税目に滞納がないことを証する納税証明書（発行が申請日前3か月以内のもの）
- (2) 技能者等一覧（様式第2号）
- (3) 希望する業種の履行に必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は、市長が別に定める。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、登録を希望する業種ごとに内容を確認し、適当と認めるものについて小規模修繕工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録を行うものとし、登録名簿は、公開するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は2年間とする。ただし、有効期間の途中で登録された者については、有効期間の満了日までとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登録された契約希望者は、申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに小規模修繕工事等契約希望者登録事項変更・廃止届（様式第3号）により届け出

なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録名簿に登録されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取消することができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 契約に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の関係法令に違反する等の不正又は故意に粗雑な工事等を行うなどの不誠実な行為があったとき。
- (4) 申請書又は添付書類の記載事項を偽って記載したとき。

(登録者の取扱い)

第9条 市長は、登録名簿を発注担当課等に情報提供するものとする。

- 2 発注担当課等は、提供された登録名簿を小規模修繕工事等の業者選定に活用するものとし、発注に当たっては、別表第2により、契約希望者を優先的に選定しなければならない。
- 3 発注担当課等は、毎月10日までに、小規模修繕工事等発注状況報告書（別表第3）を契約監理課に提出することとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 1月 26日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 1月 9日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5月 9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月24日から施行する。

## 別表第1

## 小規模修繕工事等の登録業種

No.	業種	修繕工事等の内容例
1	土木	防護柵・遊具・交通安全施設等
2	大工	大工、型枠、造作等
3	左官	左官、モルタル、モルタル防水、吹付け、とぎ出し、洗い出し、ブロック・レンガ積み、タイル張り等
4	とび・土工・コンクリート	足場、土工、解体、外構等
5	屋根	瓦・スレート・金属薄板屋根ふき等
6	電気	電気設備、照明設備、配線設備等
7	管	冷暖房設備、空調設備、給排水・給湯設備、厨房設備、衛生設備、浄化槽、水洗便所設備、ガス管配管、ダクト等
8	鉄鋼	鉄骨加工、鉄筋加工、溶接等
9	板金	板金加工取付、建築板金等
10	ガラス	ガラス加工取付等
11	塗装	塗装、路面表示、防水塗装等
12	内装	インテリア、天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り、床仕上げ、カーテン、ブラインド、畳、ふすま、家具、防音対策等
13	機械器具	運搬機器、集塵機器、給排気機器、揚排水機器、舞台装置、体育機器等
14	電気通信	通信設備、放送設備等
15	造園	植栽、伐採、剪定、公園設備等
16	建具	サッシ、シャッター、ドア、金属製・木製建具、ふすま等
17	その他	上記以外の修繕工事等

様式第1号

## 小規模修繕工事等契約希望者登録申請書

年 月 日

宇部市長様

宇部市が発注する小規模修繕工事等について、指定の書類を添えて希望者登録を申請します。  
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

所在地又は住所	〒
フリガナ	
商号又は名称	
フリガナ	
代表者の職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

### 登録希望業種（3業種以内）

優先順位	登録希望業種 (別表第1の業種から 選択)	希望する修繕工事等の具体的な内容 (複数記入可)	許可・免許・資格等が必要な業種の場合、有している免許・資格等の名称	事業経験年数
1				
2				
3				

※希望業種の登録に際して、許可・資格・免許等が必要な業種（電気工事・管工事等）は、それらを有している場合のみ申請できます

様式第2号

## 技能者等一覧

商号又は名称 : \_\_\_\_\_

希望する業種名 : \_\_\_\_\_

氏名	年齢	法令等による免許等		実務経験年数
		名称	取得年月日	

- 1 登録を希望する業種ごとに作成してください。
- 2 法令等による免許等の区分の名称の欄には、工事等に関し法律等による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載し、その写しを添付してください。

小規模修繕工事等契約希望者登録事項変更・廃止届

年 月 日

宇 部 市 長 様

所在地又は住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者の職・氏名 \_\_\_\_\_

担 当 者 名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

下記のとおり 変更 ・ 廃止 したので届けます。

記

変更事項 (該当する番号を ○で囲むこと。)	1 所在地又は住所	
	2 商号又は名称	
	3 代表者の氏名	
	4 技能者又は技能者の資格等	
	5 電話、FAX番号又はメールアドレス	
	6 希望業種の追加又は削除	
	7 事業又は登録の廃止	
	8 その他 ( )	
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	

- 1 変更事項が技能者又は技能者の資格等の場合は、技能者等一覧（様式第2号）及びその資格等を証明する書類の写しを添付してください。